

踏切における非常ボタン等の設置の推進のあっせんに対する回答

～行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん～

中国四国管区行政評価局は、下記の行政相談を受けて、行政苦情救済推進会議（座長：川内^{かわうち} 珉^{つとむ} 広島^{ひろしま} 修道^{しゆどう} 大学^{だいがく} 法学部^{はくがくぶ} 教授^{けうじゆ}）に諮り、その意見を踏まえ、平成 27 年 1 月 8 日、中国運輸局に対し、踏切利用者の安全を確保する観点から、4 輪自動車が通行しない踏切においても必要に応じて非常ボタン等を設置することについて、鉄道事業者を指導すること等をあっせんしました（同日報道発表済み）。

このたび、中国運輸局から下記のとおり、改善措置を講じた旨の回答がありました。

◆行政苦情救済推進会議

行政相談事案のうち、様々な視点から検討することが必要と思われる事案の処理について、民間有識者の意見を聴取することにより、より公平・中立かつ的確な処理を推進するために設置

【本件のきっかけとなった行政相談要旨】

A 鉄道事業者の路線の踏切には非常ボタンが設置されていないところが散見される。同路線と並走している B 鉄道事業者の路線の踏切には非常ボタンが設置されているので、踏切利用者の安全確保の観点から、A 鉄道事業者の路線の踏切においても非常ボタンの設置を進めてほしい。

【当局あっせん内容及び中国運輸局からの回答要旨】

当局あっせん内容	あっせんに対する回答要旨
<p>中国運輸局は、踏切利用者の安全を確保する観点から、次の事項について検討する必要がある。</p> <p>① 踏切支障報知装置については、自動車のみならず自動車以外の踏切利用者の安全も考慮し、自動車（4 輪）が通行しない踏切においても、必要に応じて設置することについて鉄道事業者を指導すること</p> <p>② 踏切支障報知装置が設置されていない踏切の状況等を把握した上で、踏切支障報知装置の設置が確実に推進されるよう鉄道事業者を指導するとともに、その推進状況を定期的に把握すること</p>	<p>平成 27 年 1 月 30 日、第 1 種、第 3 種踏切道において踏切支障報知装置が設置されていない管内鉄道事業者に対して、あっせんを踏まえ、各踏切道における通行及び列車運行の環境を再確認のうえ、踏切支障報知装置を必要に応じて整備することについて改めて検討するよう求めるとともに、平成 26 年度以降踏切支障報知装置を設置した踏切道については、翌年度 4 月 20 日までに報告するよう求めた。</p>

総務省中国四国管区行政評価局

